

	消防用手設備等点検	防火対象物点検
対象となる建物	防火対象物（一戸建ての個人住宅を除くほぼ全ての建物が該当）	飲食店、ホテル等特定の用途に使用されている建物（防火対象物）に該当し、更に屋内階段が1か所のみ建物
点検対象	消火器、火災感知器、火災報知機、火災受信機、屋内消火栓、避難設備、誘導灯 など	応急措置、救援救護、避難誘導などの防火管理体制
	消防用設備等の機器・総合点検	・防火管理維持台帳による確認
	消防用設備等点検報告書の作成	・建物内の防火管理状況等の確認
		・防火対象物点検報告書の作成
頻度	年2回	年1回実施
	・外観点検、機能点検を6カ月に1回以上実施	
	・総合点検を年1回以上実施	
報告書の提出	特定防火対象物 年1回	年1回
	非特定防火対象物 3年に1回	
点検者の必要資格	消防設備士・消防設備点検資格者 等	防火対象物点検資格者
説明	一般的に言われる「消防設備点検」にあたりません。 防火対象物に義務付けられており、消火器、火災感知報知受信機、屋内消火栓、誘導灯等の設備の点検を行います。	ビルやマンションの所有者は、創設された防火対象物点検報告制度により、年1回は総務大臣所轄の登録免除を受けた有資格者（防火対象物点検資格者）による入念な点検と報告が義務付けられています。防火管理者の選任や消防計画の届け出に基づき、管理権原が適切に行われているかなどを建設当初からの各種書類を確認し、避難口や防火戸等の管理がされ、師匠となるものが置かれていないか、消火活動に支障のあるガス等の届け出がされ、適切に保管されているかなどの点検を行います。

外観点検とは・・・消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判断できる事項の確認を行います。

機能点検とは・・・消防用設備等の機能について、簡易な操作により判断できる事項の確認を行います。

総合点検とは・・・消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、総合的な機能の確認を行います。